

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険の資格・給付・保健事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

泉南市は、国民健康保険の資格・給付・保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証により操作者を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じる。

評価実施機関名

大阪府泉南市長

公表日

令和4年11月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格・給付・保健事業に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証等情報の管理、保険給付情報の管理、特定健診等の保健事業情報の管理、口座情報の管理・異動・照会、統計処理等を行う。 情報提供ネットワークサービスに接続して公金受取口座の照会を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理 ③保険給付の給付管理 ④口座情報の管理 ⑤特定健診のデータ等の管理</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 また、国保連合会における資格継続業務、高額該当回数引き継ぎ業務、及びオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のために、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等に被保険者異動情報を提供する。情報提供ネットワークシステムに接続して公金受取口座の照会を行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保総合システムおよび国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等 特定健診データ等データ管理システム 国保データベースシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル 資格情報(世帯)ファイル 世帯所得区分情報ファイル オンライン資格確認連携対象者・対象外者確認ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16,30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第24条 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>[番号法別表第二における情報照会の根拠] 番号法第19条8号及び別表第二の第42,43,44,45項並びに内閣府・総務省令第25条、第26条</p> <p>[番号法別表第二における情報提供の根拠] 番号法第19条8号、別表第二の第1,2,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条,第2条,第11条の2,第12条の3,第15条,第19条,第20条,第22条の2,第24条の2,第25条,第31条の2,第33条,第43条,第44条,46条,49条,53条,55条の2,59条の3</p> <p>[オンライン資格確認の準備業務の根拠] 番号法 附則第6条第4項、並びに国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保険部保険年金課

②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-0001
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保険部保険年金課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-3431

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月24日	5.評価実施機関における担当部署	保険年金科長 川崎 純子	保険年金課長	事後	
平成31年4月24日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務部税務課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-9031	健康福祉部保険年金課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-3431	事後	
平成31年4月24日	1.対象人数	平成27年5月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月24日	2.取扱者数	平成27年5月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月24日	4.リスク対策	新規	評価書のとおり	事後	
令和2年3月13日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。①申請書や届出書に関する確認②被保険者の資格管理	国民健康保険法に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 また、国保連合会における資格継続業務、高額該当回数を引き継ぎ業務、及びオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のために、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等に被保険者異動情報を提供する。	事後	
令和2年3月13日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険(資格)システム被保険者マスター作成システム統合宛名システム中間サーバーソフトウェア国保情報集約システム	国民健康保険(資格)システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保総合システムおよび国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月13日	2.特定個人情報ファイル名	<p>国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル</p>	<p>国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル 資格情報(世帯)ファイル 世帯所得区分情報ファイル</p>	事後	
令和2年3月13日	3.個人番号の利用	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16,30の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条及び第24条</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16,30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	
令和2年3月13日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>[番号法別表第二における情報照会の根拠]番号法第19条7号及び別表第二の第42,43,44,45項並びに内閣府・総務省令第25条、第26条[番号法別表第二における情報提供の根拠]番号法第19条7号、別表第二の第1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第25条</p>	<p>[番号法別表第二における情報照会の根拠]番号法第19条7号及び別表第二の第42,43,44,45項並びに内閣府・総務省令第25条、第26条 [番号法別表第二における情報提供の根拠]番号法第19条7号、別表第二の第1,2,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条,第2条,第11条の2,第12条の3,第15条,第19条,第20条,第22条の2,第24条の2,第25条,第31条の2,第33条,第43条,第44条,46条,49条,53条,55条の2,59条の3 [オンライン資格確認の準備業務の根拠]番号法 附則第6条第4項、並びに国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	
令和2年4月1日	5.評価実施期間における担当部署①部署	健康福祉部保険年金課	福祉保険部保険年金課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月12日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部保険年金課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-3431	福祉保険部保険年金課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-3431	事後	
令和3年9月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p>[番号法別表第二における情報照会の根拠] 番号法第19条7号及び別表第二の第42,43,44,45項並びに内閣府・総務省令第25条、第26条</p> <p>[番号法別表第二における情報提供の根拠] 番号法第19条7号、別表第二の第1,2,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条,第2条,第11条の2,第12条の3,第15条,第19条,第20条,第22条の2,第24条の2,第25条,第31条の2,第33条,第43条,第44条,46条,49条,53条,55条の2,59条の3</p> <p>[オンライン資格確認の準備業務の根拠] 番号法 附則第6条第4項、並びに国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>[番号法別表第二における情報照会の根拠] 番号法第19条8号及び別表第二の第42,43,44,45項並びに内閣府・総務省令第25条、第26条</p> <p>[番号法別表第二における情報提供の根拠] 番号法第19条8号、別表第二の第1,2,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条,第2条,第11条の2,第12条の3,第15条,第19条,第20条,第22条の2,第24条の2,第25条,第31条の2,第33条,第43条,第44条,46条,49条,53条,55条の2,59条の3</p> <p>[オンライン資格確認の準備業務の根拠] 番号法 附則第6条第4項、並びに国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	
令和4年11月2日	評価書名	国民健康保険の資格管理に関する事務 基礎項目評価書	国民健康保険の資格・給付・保健事業に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和4年11月2日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	泉南市は、国民健康保険の資格管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。	泉南市は、国民健康保険の資格・給付・保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。	事後	
令和4年11月2日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	国民健康保険の資格管理に関する事務	国民健康保険の資格・給付・保健事業に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月2日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、統計処理等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p> <p>また、国保連合会における資格継続業務、高額該当回数引き継ぎ業務、及びオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のために、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等に被保険者異動情報を提供する。</p>	<p>国民健康保険法に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証等情報の管理、保険給付情報の管理、特定健診等の保健事業情報の管理、統計処理等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理 ③保険給付の給付管理 ④特定健診のデータ等の管理</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p> <p>また、国保連合会における資格継続業務、高額該当回数引き継ぎ業務、及びオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のために、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等に被保険者異動情報を提供する。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月2日	<p>1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>②事務の概要</p>	<p>国民健康保険法に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証等情報の管理、保険給付情報の管理、特定健診等の保健事業情報の管理、統計処理等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認</p> <p>②被保険者の資格管理</p> <p>③保険給付の給付管理</p> <p>④特定健診のデータ等の管理</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p> <p>また、国保連合会における資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務、及びオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のために、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等に被保険者異動情報を提供する。</p>	<p>国民健康保険法に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証等情報の管理、保険給付情報の管理、特定健診等の保健事業情報の管理、口座情報の管理・異動・照会、統計処理等を行う。</p> <p>情報提供ネットワークサービスに接続して公金受取口座の照会を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認</p> <p>②被保険者の資格管理</p> <p>③保険給付の給付管理</p> <p>④口座情報の管理</p> <p>⑤特定健診のデータ等の管理</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p> <p>また、国保連合会における資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務、及びオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のために、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等に被保険者異動情報を提供する。</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続して公金受取口座の照会を行う。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月2日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保総合システムおよび国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等	国民健康保険(資格)システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保総合システムおよび国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等 特定健診データ等データ管理システム 国保データベースシステム	事後	
令和4年11月2日	2.特定個人情報ファイル名	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル 資格情報(世帯)ファイル 世帯所得区分情報ファイル	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル 資格情報(世帯)ファイル 世帯所得区分情報ファイル オンライン資格確認連携対象者・対象外者確認ファイル	事後	